



Vol.  
98

2026.01

市区町村向け情報誌

# かけはし

発行編集責任者  
事業推進統括部 田谷 和之

日本年金機構公式X（旧Twitter）

アカウント（@Nenkin\_Kikou）



日本年金機構公式Facebookページ



日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

## 目次

- 目次 p.1
- 理事長の挨拶 p.2
- 令和7年度「わたしと年金」エッセイ表彰式 p.4
- 年金生活者支援給付金 インターネット広告を開始しています p.6
- 令和7年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します p.7
- 令和7年分公的年金等の源泉徴収票を送付します p.12
- 国民年金保険料の口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います p.15
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について p.18
- 令和7年度「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について p.20
- 地域型年金委員制度のご案内 p.22
- 障害年金講座 p.27
- 地域の独自情報 p.36
- 編集後記 p.36

# 市区町村職員の皆様へ ～新年のご挨拶～

日本年金機構 理事長 大竹 和彦

あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、幸多き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より国民年金事業の円滑な推進にあたり格段のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

はじめに、当機構の基幹業務である国民年金事業につきましては、相談や納付案内等きめ細やかな対応等、地域住民にとって身近な市区町村におきましてご尽力いただいたことにより安定的な運営がなされてきたところです。

結果、国民年金保険料の令和6年度の現年度納付率は78.6%、最終納付率は84.5%となり、現年度納付率は13年連続、最終納付率は12年連続の向上を達成いたしました。こうした納付率の向上が実現できましたことも、ひとえに、市区町村職員の皆様方のお力添えの賜物であり、重ねて御礼申し上げます。

令和7年度目標としては、現年度納付率14年連続の前年比向上、最終納付率80%台半ばを目指して取り組みを進めているところですが、現年度納付率は伸び幅が狭まってきており、特に現年度納付率にかかる対応が課題になっています。無年金や低年金を防止する観点からも、未納者の属性ごとに効果的な対策を講じていく所存です。

とりわけ、外国人については、被保険者全体の最終納付率と比べて低い水準に留まっている中、適用となる対象者は今後も増加が見込まれています。この状況を踏まえ、外国人に対する年金制度の周知、収納対策等の取り組みは喫緊の課題あります。

年金給付については、令和8年度は、男性の特別支給の老齢厚生年金にかかる支給開始年齢の引き上げが完了し、年金相談・請求件数の増加が見込まれます。

以後も長期的に相談・請求件数は伸びていく見込みであり、安定的な窓口相談体制の構築に向け、年金給付の正確性及びお客様サービスの向上に向けた取り組みを進めています。

年金事務所においては、相談ブースの増設準備や相談を担う専門人材を早期に育成するための実践プログラムを策定し取り組んでいます。事務センターの年金給付業務においては、令和7年1月に年金証書の発送業務の本部集約、令和8年度には、死亡届の入力処理の中央年金センターへの集約等により効率化された人員を年金事務所にシフトし、請求件数の増加に対応できる体制を確保したいと考えております。

また、限られた人員体制を有効に活用し、業務を安定的かつ効率的に運用するためには、デジタル化の推進が必要であり、機構では、オンラインビジネスモデルの更なる推進に取り組んでいます。

「ねんきんネット」においては、年金記録の確認、年金見込み額の試算ができる他、マイナポータルと連携することにより、国民年金保険料口座振替の申出ができる等、機能拡充を図っています。令和7年9月末時点で、登録者数は1,450万人と順調に増加しているところですが、一層のお客様の利便性の向上と業務の効率化を目指し取り組んでまいります。

また、今のところ海外居住の方や身体等に障害がある方といった一部の方が対象ですが、ねんきんネットを使ったオンライン文書相談の受付・回答を実施するサービスを試行的に開始し、今後の対象拡大についても検討しています。さらに、Web会議サービスを活用したオンライン年金相談の実現に向けた検討を進め、「いつでも」「どこでも」「どなたでも」利用や相談にあずかることのできる組織を目指してまいります。

最後になりますが、国民年金制度を含む公的年金制度を円滑に運営し、無年金・低年金を防止するとともに地域住民のサービス向上を図るために、市区町村の皆様方と当機構が密接な連携を保ち、協働して事業にあたることが必要不可欠であると考えております。引き続き、市区町村職員の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

本年が市区町村職員の皆様方にとって実りある一年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

# 令和7年度「わたしと年金」エッセイ表彰式

日本年金機構では、市（区）役所または町村役場をはじめ関係機関・団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動（地域年金展開事業）を取り組んでいるところです。

その一環として、広く国民の皆さんに公的年金制度に対する理解を深めていただくため、応募者ご自身やご家族の公的年金制度との関わり、公的年金の大切さなどをテーマにした、「わたしと年金」エッセイを募集しました。

今年度は、1,987件（うち、学生からの応募は1,874件）の応募をいただくことができました。皆さんにおかれましては、エッセイ募集の周知においてご協力いただきましたこと御礼申し上げます。

ご応募いただいた中から、厳正なる審査の結果、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞3名、入選5名の10名を選出しました。

## 入賞作品の紹介

令和7年11月27日（木）に厚生労働省内で表彰式を開催しました。「厚生労働大臣賞」は厚生労働省年金局三好年金管理審議官、「日本年金機構理事長賞」「優秀賞」は日本年金機構大竹理事長が表彰状を授与しました。

### 厚生労働大臣賞 上廣 彩花 様（広島県）※「廣」の正式表記はまだれに黄

父を亡くした後、遺族年金を申請し、「父がお金になってしまった」と感じる。しかし、父が家族のために働き、納め続けてきた年金こそ、亡くなっても家族を守る大きな愛情だと気付く。やがて自分が年金を納める側になったとき、そのお金が誰かの救いになると綴られた作品です。



（左）上廣様 （右）三好年金管理審議官

### 日本年金機構理事長賞 山本 美智 様（愛知県）

脳梗塞で片麻痺となり働けなくなつたが、これまで納めた年金のおかげで障害年金を受給でき、人生の希望の光となつた経験から、年金制度を「人に優しい相互扶助の仕組み」として社会に伝え、感謝して明るく生きていきたいと綴られた作品です。



（左）山本様 （右）大竹理事長

## 優秀賞 伊賀崎 望 様 (福岡県)

母の親しい友人「エミ」が病気で仕事ができず、収入が無くなる。しかし、障害年金の受給によって生活が支えられたことで、年金制度は生きる希望と可能性を与えてくれる「救命胴衣」のようなものだと綴られた作品です。



(左) 伊賀崎様 (右) 大竹理事長

## 優秀賞 尾崎 悠人 様 (大阪府)

母が障害年金を受給しており、「子の加算」によって経済的な支えを得て育った経験から、「支え合う社会」の価値を強く感じ、年金制度に深く感謝し、大切にしていきたいと綴られた作品です。



(左) 尾崎様 (右) 大竹理事長

## 優秀賞 駒崎 流士 様 (東京都)

家族が世界各国で暮らしており、各国の年金制度を比較すると、日本の制度は公平な仕組みであると認識し、課題はありつつもその良さを未来に引き継ぐために、若い世代が「知ること」から始めるべきだと綴られた作品です。



(左) 駒崎様 (右) 大竹理事長

入賞作品は、日本年金機構ホームページで公表しています。下記URL、二次元コードからご覧いただけます。

また、過去の入賞作品やエッセイアニメーション動画も掲載していますので、制度周知や次年度の応募にご活用いただければ幸いです。

わたしと年金エッセイ 審査結果	<input type="button" value="検索"/>
-----------------	-----------------------------------



(<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20251127.html>)

# 年金生活者支援給付金 インターネット広告を開始しています

年金生活者支援給付金の請求手続きに関するインターネット広告について

日本年金機構は、お客様が求める情報を分かりやすく提供することを目的として、インターネット広告を掲載しています。今年度は、令和8年2月20日（金）までGoogle、Yahoo!、X（旧Twitter）、LINE等に年金生活者支援給付金の請求手続きのご案内を掲載していますので、その内容をお知らせします。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。原則、請求書受付日の翌月分からの支給となりますので、請求書の提出の相談があった際は、至急提出するようご案内ください。

## 【広告イメージ】



<日本年金機構ホームページ（「詳細はこちら」リンク先）>

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202509/0901.html>

## ※参考

日本年金機構ホームページでは、年金生活者支援給付金に関する一般的な質問に自動で回答する相談チャット（ねんきんチャットボット）を開設しています。

相談チャットは、24時間いつでも対応していますので、ぜひお客様へご案内ください。

## 【日本年金機構ホームページトップ画面】



## 令和7年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します

「かけはし」第97号でお知らせしたとおり、**令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方へ、令和7年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を送付します。**

社会保険料控除を申告（確定申告）する場合、納付したことを証明する書類の添付が義務づけられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付 (※)	令和7年10月16日（木）から 下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月24日（金）から 11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者は除きます。)	電子送付 (※)	令和8年1月29日（木）から順次
		郵送	令和8年2月9日（月）

※ 事前に「ねんきんネット」で電子送付希望の登録を行った方には、マイナポータルの「お知らせ」に電子データをお送りしています。（書面の郵送は行っていません。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、以下（1）～（3）で対応していますので、必要に応じてご案内ください。

### （1）日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q & A）等を掲載しています。

### （2）控除証明書相談チャット（24時間対応）

（<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>）

お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するチャットボットを開設しています。

「相談チャット総合窓口」へアクセスし、「控除証明書」を選択してください。

### （3）ねんきん加入者ダイヤル

電話番号（ナビダイヤル）**0570-003-004**

- ・全国一律の通話料金でご利用いただけます。
- ・通話料定額プランの対象外です。
- ・「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- ・「0570」の前に市外局番を付けないでください。

050から始まる電話でおかけになる場合（東京）03-6630-2525

受付時間 月～金曜日 8:30～19:00

・第2土曜日※ 9:30～16:00

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

## 【2月】おもて面

## ◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

【2月】うら面

<p>控除証明書に関するお問い合わせ</p> <p><b>日本年金機構ホームページ</b></p> <p>控除証明書の見方やQ&amp;Aなどを掲載しています。 右の二次元コードよりご利用ください。 (<a href="https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujou/2025.html">https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujou/2025.html</a>)</p> <p><b>日本年金機構 控除証明書 検索</b></p> <p>控除証明書相談チャット（お問い合わせに対話形式で2~4時間自動応応するサービス）を開設しています。 右下の二次元コードから「相談チャット総合窓口」へアクセスし、「控除証明書」を選択してください。 (<a href="https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chabot.html">https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chabot.html</a>)</p> <p><b>ねんきん加入者ダイヤル</b></p> <p><b>0570-003-004</b></p> <p>全国一律の通話料金でご利用いただけます。 ナビゲーション。通話料額プランの対象外です。</p> <p>050から始まる電話でおかけになる場合 (東京) 03-6630-2525 月～金曜日 8：30～19：00 第2土曜日※ 9：30～16：00 ※ 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。</p> <p><b>受付時間</b></p> <p>「日本年金機構を装った不審な電話等」にご注意ください</p> <p>日本年金機構が電話や訪問で、預貯金額、口座番号、職業や家族構成などの個人情報をお聞きすることはありません。 (漏れている場合は、よく気がしてからばがしてください。)</p> <p>お問い合わせ窓口へつくりはがしてご質ください。</p> <p>（漏れている場合は、よく気がしてからばがしてください。）</p> <p>2602 1034-001</p>		<p>保険料納付は、口座振替が便利でお得！</p> <p>-安心・便利・お得な口座振替をおすすめします-</p> <p>安心 自動引き落として納め忘れの心配がありません。 便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます。 お得 早割・前納を利用してのお得な割引があります。</p> <p>口座振替なら、早割が利用できます。 早割（当月保険料の当月未引き落とし）（は、毎月の保険料が60円割引となります。※1）</p> <p>口座振替による前納は、もっとお得です。</p> <p>口座振替による割引額と保険料額の例※1</p> <table border="1"><thead><tr><th>前納方法</th><th>前納期間</th><th>保険料額（割引額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>口座振替</td><td>1年年度分</td><td>210,120円→205,720円（4,400円割引）</td></tr><tr><td>（参考） 納付書※2（スマ ホ決済書）・ クレジット カード納付</td><td>2年年度分</td><td>425,160円→408,150円（17,010円割引）</td></tr><tr><td>（参考） 納付書※2（スマ ホ決済書）・ クレジット カード納付</td><td>1年年度分</td><td>210,120円→206,390円（3,730円割引）</td></tr><tr><td>（参考） 納付書※2（スマ ホ決済書）・ クレジット カード納付</td><td>2年年度分</td><td>425,160円→409,490円（15,670円割引）</td></tr></tbody></table> <p>※1 割引額・前納保険料額等は令和7年度の金額です。 令和8年度の前納保険料額等は、令和8年2月下旬に 告示される予定です。</p> <p>※2 バーコードの印字がない納付書（30万円を超える金額の 納付書等）の場合、コンビニエンスストアでの納付と スマホ決済は利用できません。</p> <p><b>口座振替のお申し込み先</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>お近くの年金事務所</li><li>口座をお持ちの金融機関</li><li>マイナボーラルを経由した「ねんきんネット」</li></ul> <p>添付すべき控除証明書を紛失した方は、再交付ができます。 ねんきんネットを利用すると簡単に再交付申請ができます。 右の二次元コードよりご利用ください。 (<a href="https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kokunen_hokenyo.html">https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kokunen_hokenyo.html</a>)</p> <p>二次元 コード</p> <p>二次元 コード</p> <p>二次元 コード</p> <p>二次元 コード</p> <p>二次元 コード</p> <p>二次元 コード</p>	前納方法	前納期間	保険料額（割引額）	口座振替	1年年度分	210,120円→205,720円（4,400円割引）	（参考） 納付書※2（スマ ホ決済書）・ クレジット カード納付	2年年度分	425,160円→408,150円（17,010円割引）	（参考） 納付書※2（スマ ホ決済書）・ クレジット カード納付	1年年度分	210,120円→206,390円（3,730円割引）	（参考） 納付書※2（スマ ホ決済書）・ クレジット カード納付	2年年度分	425,160円→409,490円（15,670円割引）
前納方法	前納期間	保険料額（割引額）															
口座振替	1年年度分	210,120円→205,720円（4,400円割引）															
（参考） 納付書※2（スマ ホ決済書）・ クレジット カード納付	2年年度分	425,160円→408,150円（17,010円割引）															
（参考） 納付書※2（スマ ホ決済書）・ クレジット カード納付	1年年度分	210,120円→206,390円（3,730円割引）															
（参考） 納付書※2（スマ ホ決済書）・ クレジット カード納付	2年年度分	425,160円→409,490円（15,670円割引）															



## ◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【2月】うら面

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について														
<p>●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。</p> <p>令和8年1月1日以降に納付した保険料は、本証明書ではなく、令和8年分の控除証明書に記載されます。</p> <p>●ご家族の保険料も控除の対象です。</p> <p>生計を一にする配偶者やその他の親族の国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。</p> <p>●お問い合わせ</p> <p>(1) 日本年金機構ホームページ</p> <p>控除証明書の見方やQ&amp;Aなどを掲載しています。 右の二次元コードによりご利用ください。 (<a href="https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2025.html">https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2025.html</a>)</p> <p>(2) ねんきん加入者ダイヤル</p> <p>TEL : 0570-003-004 (ナビダイヤル)</p> <p>全国一律の通話料金でご利用いただけます。</p> <p>通話料定額プランの対象外です。</p> <p>050から始まる電話でおかけになる場合(東京)03-6630-2525</p> <p>&lt;受付時間&gt; 月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日※ 9:30～16:00 ※ 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。</p> <p>●前納した国民年金保険料の社会保険料控除</p> <p>前納した国民年金保険料について、社会保険料控除を申告する場合は、以下の（1）または（2）のどちらかを選択してください。</p> <p>(1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）</p> <p>本証明書の「令和7年中の納付済保険料額」（表面下部）に記載されている納付済額が証明額となります。</p> <p>申告の際は、金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。</p> <p>(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）</p> <p>各年の控除額は下表の例のように算出します。申告の際は、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。</p> <p>(2) の方法で控除を受けた場合、(1) の方法に戻すことはできません。 また、令和8年に令和8年分と令和9年分をまとめて控除することもできません。</p> <p><b>① 本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。</b></p> <p>【例】各年分の保険料に相当する額を各年に分けて申告する場合</p> <table border="1"><thead><tr><th>控除対象額</th><th>例1 口座振替で24力月分（令和7年4月分から令和9年3月分）408,150円を前納した場合</th><th>例2 納付書で17力月分（令和7年11月分から令和9年3月分）294,780円を前納した場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>Ⓐ 令和7年</td><td>(令和7年4月から令和7年12月までの9力月分) 408,150円×9力月/24力月 = 153,057円</td><td>(令和7年11月から令和7年12月までの2力月分) 294,780円×2力月/17力月 = 34,680円</td></tr><tr><td>Ⓑ 令和8年</td><td>(令和8年1月から令和8年12月までの12力月分) 408,150円×12力月/24力月 = 204,075円</td><td>(令和8年1月から令和8年12月までの12力月分) 294,780円×12力月/17力月 = 208,080円</td></tr><tr><td>Ⓒ 令和9年</td><td>(令和9年1月から令和9年3月までの3力月分) 408,150円 - Ⓢ = 51,018円</td><td>(令和9年1月から令和9年3月までの3力月分) 294,780円 - Ⓢ = 52,020円</td></tr></tbody></table> <p>※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。</p>	控除対象額	例1 口座振替で24力月分（令和7年4月分から令和9年3月分）408,150円を前納した場合	例2 納付書で17力月分（令和7年11月分から令和9年3月分）294,780円を前納した場合	Ⓐ 令和7年	(令和7年4月から令和7年12月までの9力月分) 408,150円×9力月/24力月 = 153,057円	(令和7年11月から令和7年12月までの2力月分) 294,780円×2力月/17力月 = 34,680円	Ⓑ 令和8年	(令和8年1月から令和8年12月までの12力月分) 408,150円×12力月/24力月 = 204,075円	(令和8年1月から令和8年12月までの12力月分) 294,780円×12力月/17力月 = 208,080円	Ⓒ 令和9年	(令和9年1月から令和9年3月までの3力月分) 408,150円 - Ⓢ = 51,018円	(令和9年1月から令和9年3月までの3力月分) 294,780円 - Ⓢ = 52,020円	<p>●申告の際は納付を証明する書類が必要です。</p> <p>国民年金保険料について社会保険料控除を申告する場合、本証明書または領収証書の添付等が義務づけられています。</p> <p>●e-Taxで簡単に確定申告可能な電子データが便利です。</p> <p>(環境に優しいペーパーレス化にご協力ください。)</p> <p>マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録をすると、令和8年分以降、控除証明書を電子データで受け取ることができます。</p> <p>令和7年分の電子データを受け取りたい場合は、マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子データの再交付申請を行ってください。</p> <p>電子送付の登録をすると、紙の郵送が停止されます。</p> <p>詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html">https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html</a>)</p> <p>●再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ</p> <p>添付すべき控除証明書を紛失した方は、再交付ができます。</p> <p>ねんきんネットを利用すると簡単に再交付申請ができます。</p> <p>右の二次元コードによりご利用ください。</p> <p>(<a href="https://www.nenkin.go.jp/n_net/">https://www.nenkin.go.jp/n_net/</a>)</p>	<p>二次元コード</p> <p>二次元コード</p> <p>二次元コード</p>
控除対象額	例1 口座振替で24力月分（令和7年4月分から令和9年3月分）408,150円を前納した場合	例2 納付書で17力月分（令和7年11月分から令和9年3月分）294,780円を前納した場合												
Ⓐ 令和7年	(令和7年4月から令和7年12月までの9力月分) 408,150円×9力月/24力月 = 153,057円	(令和7年11月から令和7年12月までの2力月分) 294,780円×2力月/17力月 = 34,680円												
Ⓑ 令和8年	(令和8年1月から令和8年12月までの12力月分) 408,150円×12力月/24力月 = 204,075円	(令和8年1月から令和8年12月までの12力月分) 294,780円×12力月/17力月 = 208,080円												
Ⓒ 令和9年	(令和9年1月から令和9年3月までの3力月分) 408,150円 - Ⓢ = 51,018円	(令和9年1月から令和9年3月までの3力月分) 294,780円 - Ⓢ = 52,020円												
<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに納付した保険料額です。</li><li>「②見込額」は、「*****」と表示されます。</li><li>「③合計額」は、「*****」と表示されます。</li></ul>	<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに納付した保険料額です。</li><li>「②見込額」は、「*****」と表示されます。</li><li>「③合計額」は、「*****」と表示されます。</li></ul>	<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに納付した保険料額です。</li><li>「②見込額」は、「*****」と表示されます。</li><li>「③合計額」は、「*****」と表示されます。</li></ul>												

# 令和7年分公的年金等の源泉徴収票を送付します

## ◆源泉徴収票の送付

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、令和7年2月支払分から令和7年12月支払分まで（令和8年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで）の金額を記載した源泉徴収票をお送りします。

 所得税および復興特別所得税の課税対象ではない障害年金、遺族年金および年金生活者支援給付金については、源泉徴収票は送付しません。

### ○ハガキ

令和8年1月8日（木）～15日（木）にかけて順次発送します（郵便事情により、お手元に届くまで8日程度かかる場合があります）。

なお、下記「電子送付」で、ねんきんネットで電子送付の希望登録を行っている方には、郵送を行っておりません。

### ○電子送付

令和8年1月6日（火）～令和8年1月7日（水）にかけてマイナポータルの「お知らせ」に電子送付します。令和8年1月5日（月）までに電子送付希望の登録を行った方に電子送付を行います。令和8年1月6日（火）以降に電子送付を希望する場合は、マイナポータルからねんきんネットにログインし、再交付申請を行うことで、電子送付による受け取りが可能です。

受け取った電子データを利用すると、e-Taxでの確定申告が簡単にできます。

## ◆源泉徴収票の記載内容

源泉徴収票（ハガキ）の様式イメージは、次々頁のとおりです。

※「源泉徴収税額」欄には、令和7年度税制改正に伴う、所得税の基礎控除額の引上げの再計算後（過納額の還付後）の所得税額を記載しています。

## ◆ねんきんネットでの内容確認

「ねんきんネット」（[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)）で、令和8年1月6日（火）より源泉徴収票の内容を確認することができます。こちらも併せてご案内ください。

## ◆源泉徴収票の再交付

令和7年分の源泉徴収票の再交付については、令和8年1月5日（月）から可能となっています。また、ねんきんネットからの再交付申請は、令和8年1月6日（火）から可能となっています。オンラインや電話で、ご自宅から再交付申請ができますので、ぜひご案内ください。

申請の方法	再交付の形式	お手続き	再交付までの日数
オンライン (ねんきんネット)	電子データ	マイナンバーカードを利用して、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、「通知書の再交付申請」において「電子送付」を選択のうえ申請してください。	電子送付まで 3~5営業日
	書面	「ねんきんネット」にログインし、「通知書の再交付申請」において「郵送」を選択のうえ申請してください。	発送まで 1週間程度
電話 (ねんきんダイヤル)	書面	基礎年金番号又はマイナンバーがわかるものをご用意いただき、オペレーターに源泉徴収票の再交付希望の旨をお伝えください。	発送まで 2週間程度

※書面での発送先は、日本年金機構に登録されているご本人の住所となります。

なお、ねんきん自動音声送付受付サービスでも再交付申請ができますので、ぜひご案内ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

### 【ねんきん自動音声送付受付サービスの概要】

- 電話番号：050-3319-3152  
サイコウフ
- 受付時間：8：00～23：30（土・日・祝日含む）

※ 本サービスの利用者から通知書が届かない等の問合せがあった場合は、  
ねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内ください。



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jidoonsei.html>

## ◆令和7年度税制改正に伴う公的年金等にかかる確定申告について

- 令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除額の引上げ、特定親族特別控除の創設、同一生計配偶者および扶養親族の所得要件の引上げが行われました。
- 上記改正を踏まえ、令和7年中に以下のケースに該当する方は、確定申告により所得税の還付を受けられる場合があります。

### ● 公的年金等の収入金額が一定の範囲内に該当する方

年齢65歳以上で公的年金等の収入金額が198万円超242万円以下の方

年齢65歳未満で公的年金等の収入金額が154万1円超212万6,667円以下の方

### ● 特定親族特別控除の対象者がいる方

年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族（特定親族）を有する方

### ● 扶養親族等の所得要件の引上げによる扶養控除等の対象者がいる方

扶養親族および同一生計配偶者の対象となる所得要件（合計所得金額）が48万円から58万円に引き上げられたことにより、新たに扶養親族等の要件を満たす者を有する方

※ 公的年金等以外の所得がある方は、他の所得を加味して基礎控除額や所得税額等が算定されます。

## 【ご不明な点がある場合】

○源泉徴収票の見方・よくあるご質問（Q & A）等について

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gensen.html>）

に掲載していますので、そちらをご案内ください。

○相談チャットについて

日本年金機構ホームページでは、源泉徴収票に関するよくあるお問い合わせに、自動でお答えする相談チャットを令和7年12月23日（火）に更新しています。

24時間いつでも対応していますので、ぜひご案内ください。

ホームページや相談チャットをご覧いただいてもご不明な点がある場合には、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内ください。

## 【令和7年分源泉徴収票様式イメージ】

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者 (フリガナ) 氏名		住所または居所		生年月日		年金の種別			
区 分		支 払 金 額		源泉 徴 収 税 額					
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				円				円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分				円				円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分				円				円	
所得税法第203条の3第7号適用分				円				円	
本 人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	特別 その他	非居住者である親族の数	社会保険料の額	人	人
特別の他の障害者	ひとり親 孫親 一般 収入	特定 老人 その他	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	特別 その他	非居住者である親族の数	社会保険料の額	人	人
配偶者	ひとり親 孫親 一般 収入	特定 老人 その他	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	特別 その他	非居住者である親族の数	社会保険料の額	人	人
源泉控除対象 (フリガナ) 配偶者 氏名			区分	(摘要)					
控除対象 (フリガナ) 扶養親族 氏名			区分						
16歳未満の扶養親族 (フリガナ) 氏名			区分						
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出台 厚生労働省年金局 事業企画課長			印 10mm						
源泉徴収票の見方（※）裏面もご参照ください									
1. 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いたった金額で、源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税）と社会保険料を差引く前のものです。「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。 また、年金支払額等がさかのぼって訂正された場合（失業給付・高年齢雇用継続給付金を受給されている方等）は、訂正後の支払金額を記載した源泉徴収票を令和8年2月以降に改めてお送りします。』									
2. 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税および森林環境税は含んでいません。									
3. 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額は、次とのおり区分しています。									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方								
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方								
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金（退職等年金給付）、経過の職域加算額（退職共済年金）を受けている方								
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方								
4. 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。 5. 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料（税）額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。									
【個人住民税および森林環境税】									
公的年金等から特別徴収された個人住民税および森林環境税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載していません。個人住民税額および森林環境税額については、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。									
【復興特別所得税】									
平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得は、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。（支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。）									
この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。									

## 国民年金保険料の口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います

口座振替及びクレジットカード納付を利用していない者へ利便性や前納制度による割引等を周知し、利用促進に向けた勧奨を行います。

送付対象者	口座振替及びクレジットカード納付を利用していない者のうち、令和7年8月に勧奨を実施した者を除く、以下のいずれかに該当する者（※） 1. 令和5年11月分から令和7年10月分に未納がなく、かつ、令和7年10月分を前納している者 2. 令和7年8月分から令和7年10月分にのみ未納がある者 ※令和7年12月中旬に対象者を抽出
送付時期	令和8年1月30日（予定）
送付物	1. 国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書（※） 2. 国民年金保険料クレジットカード納付申出書（※） 3. 勧奨用リーフレット （勧奨用リーフレットの例は、本誌16頁～17頁をご確認ください。） 4. 返信用封筒 ※「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法」及び「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」は、被保険者の基礎年金番号、生年月日及び住所が印字されたものを送付します。 ※口座振替については、マイナポータルを経由し「ねんきんネット」による口座振替申出の手続きが可能です。

### 留意事項

令和7年12月中旬の情報をもとに送付するため、すでに口座振替やクレジットカード納付をお申込みいただいている者や、国民年金第1号被保険者ではなくなった者にもお知らせが届く場合がありますので、ご留意願います。

## 勧奨用リーフレット（おもて面）

国民年金保険料を納付書で納めている方へ

# 口座振替・クレジットカードでの 納付が便利でおトク！ってご存じでしたか？

## なんで便利でおトクなの？

1. 金融機関等へ行く手間が省けます。
2. 保険料の納め忘れがありません。
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得！

※クレジットカード納付は納付書と同額の割引が適用されます。

おすすめできる  
ポイントがこんなに  
あるんだね



ねんきん太郎  
「ねんきんネット」マスコット

【令和7年度額】

支払方法	1ヶ月		6ヶ月		1年		2年	
期間			4月～9月分、10月～翌年3月分		4月～翌年3月分		4月～翌年3月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書（毎月払い）	17,510円		105,060円		210,120円		425,160円	
①口座振替前納	17,450円	60円	103,870円	1,190円	205,720円	4,400円	408,150円	17,010円
②クレジット前納 納付書前納			104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円

※前納を2年になると、1ヶ月分の保険料額（17,510円）と同程度の割引が受けられます。

※前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替(立替納付)開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替（立替納付）ができます。

※直近の4月から2年分の保険料の前納（開始）を希望される場合は、振替(納付)方法を「2年前納（4月開始）」に選択のうえ、申出書を2月末までに日本年金機構に提出（必着）してください。

## 手続き方法



### ①口座振替

での納付をご希望の方

#### ●オンラインで手続き

マイナポータルを経由し「ねんきんネット」上でオンラインによる口座振替申出の手続きができます。

申出書の記入や金融機関届出印の押印が不要で、ご自宅からいつでも申出可能です。また、1ヶ月程度で振替を開始できますので、**オンラインでのお申し込みをぜひご利用ください。**

※一部の金融機関では対応できません。  
電子申請の概要是日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金 口座振替 電子申請 検索



### ②クレジットカード

での納付をご希望の方

同封の「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」に必要事項を記入の上、提出します。

※クレジットカード納付は、立替納付の開始まで2ヶ月程度かかる場合があります。

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、同意書によるカード名義人の同意が必要です。

同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。

#### ●画面での手続き

同封の「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」に必要事項を記入の上、提出します。

※手続き完了後、口座振替をご希望の方は「国民年金保険料口座振替開始(変更)通知書」、クレジットカード納付をご希望の方は「国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)通知書」でお支払いの開始月、納付金額及び納付期間をお知らせします。

※イオン銀行及びGMOあおぞらネット銀行以外のインターネット専業銀行（ネット銀行）の口座では口座振替の利用はできません。



日本年金機構ホームページ  
<https://www.nenkin.go.jp/>



2508 1016 001

## 勧奨用リーフレット（うら面）

### 記入例

○申出書は、口座振替とクレジットの2種類あります。どちらか選択してください。



#### 口座振替納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

①印字された基礎年金番号と生年月日を確認のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

②希望する振替方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「当月未振替(早割)」、「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納(2年前納(4月開始))」の順に大きくなります。

(2年前納がもっともお得です)

③被保険者本人の口座であっても口座名義人氏名をご記入ください。  
(記入漏れにご注意ください。)

④金融機関への届出印を鮮明に押印してください。

【ご注意ください】

- ・「国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）」の記入事項を訂正する場合は、必ず訂正印（届出印）を押印してください。
- ・国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書（年金事務所用）および国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）の両方を切り取らずにご提出ください。

#### クレジットカード納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

①印字された基礎年金番号と生年月日を確認のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

②希望する納付方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納(2年前納(4月開始))」の順に大きくなります。

(2年前納がもっともお得です)

③クレジットカード会員の方が自署でご記入ください。

被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人名をご記入ください。

④本人以外の場合に電話番号をご記入ください。

被保険者との統柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話又は書面による同意確認を行っています。

## 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について

国民年金保険料の未納期間がある者へ、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）（以下「催告状」という。）」を以下の通り送付します。

なお、催告状は、圧着ハガキ形式になっており、直近の納付状況や年金加入状況も確認することができます。

送付対象者	令和7年4月分以降に国民年金保険料の未納期間がある者（※） ※令和8年1月中旬に対象者を抽出
送付時期	令和8年2月20日（予定）
送付物	催告状（圧着ハガキ形式） ※様式は次項をご覧ください

### 【マイナポータル・ねんきんネットを利用したお知らせの送信】

マイナポータルとねんきんネット利用者で当催告状を発送している者のうち、

マイナポータルとねんきんネットを認証連携している者には以下の案内文を送信します。

（送信日 令和8年3月4日予定）

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの期間があると思われるお客様に、  
国民年金保険料のお知らせ（ハガキ）を送付しています。（発送日 令和8年2月20日）

お手元にお知らせが届きましたら、内容をご確認いただき、事前に送付している納付書  
により納めてください。

また、納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子（キャッシュレス）  
決済で納めることもできます。対象の決済アプリは日本年金機構ホームページでご確認  
ください。

## 「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」おもて面

料金後納  
郵便

親 展

XXXX-XXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 様

9999-9999999-9999-9999

大切なお知らせ 必ずご開封ください。

国民年金保険料のお知らせ

差出人

**日本年金機構**  
Japan Pension Service

〒166-8505  
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）  
X X X X X X X X X X X X  
X X X X X X X X X X X X  
〒 999-9999  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXX

TEL XXXXXXXXXX  
※裏面(①)からゆっくりていねいに開いてご覧ください。

國民年金未納保険料  
納付勧奨通知書（催告状）

お客様の国民年金保険料には、下記の納付状況のとおり未納があります。

未納があると、年金を受け取るときに影響がありますので、金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。（影響について詳しくは裏面をご覧ください。）

納付状況									
年度	未納月数			未納金額					
Z 29	Z 9	4 5 6	7 8 9	10 11 12	1 2 3	X X X	X X X	X X X	¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ 9 円
Z 29	Z 9	4 5 6	7 8 9	10 11 12	1 2 3	X X X	X X X	X X X	¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ 9 円
Z 29	Z 9	4 5 6	7 8 9	10 11 12	1 2 3	X X X	X X X	X X X	¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ 9 円
合計									
	Z 9	4 5 6	7 8 9	10 11 12	1 2 3	X X X	X X X	X X X	¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ 9 円

・納付額に割合をかけた金額を、並記しています。

令和9年9月99日時点のデータに基づき作成しています。  
すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

必ずお読みください

●ねんきんネットから納付書がなくても納付することができます。操作方法等、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。（「国民年金 納付書によらない納付」で検索してください。）

●納付書での納付をご希望の方で、納付書がお手元にない場合は年金事務所までご連絡ください。

●経済的に保険料を納めることができない場合は、国民年金保険料の免除申請を行なうことができます。詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせの際は基礎年金番号が必要です。  
お客様の基礎年金番号は 9999-999999 です。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

- ・お届け合いで加入していた月数は合いません。
- ・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

過去年金加入状況									
年	1 / 4	2 / 4	3 / 4	4 / 4	5 / 4	6 / 4	7 / 4	8 / 4	9 / 4
ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9

ZZ9 月より国民年金保険料に加入しています。

令和9年9月99日時点のデータに基づき作成しています。  
すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

## 「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」うら面

國民年金保険料は、  
多くの方にお支払いいただいています

公的年金加入者約6,800万人のうち未納者※は1%に過ぎません。

※ 24ヶ月の保険料が未納となっている方

保険料の未納が続くと、

- 未納1年あたり「老齢基礎年金」が年額約2万円少なくなるだけでなく、「老齢基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
- 障害者負帯になってしまった時、「障害基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
- お亡くなりになつた時、遺族の方が「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

開封方法 ①②の間に矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。

保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、保険料の納付期間から2年を経過していない期間（任意加入期間は除きます。）について、さかのぼって申請であります。

詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html>)

國民年金 免除 電子申請

検索

([https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/densi\\_kokuren.htm](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/densi_kokuren.htm))

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象となりますので、税金の負担が軽減されます。

# 令和7年度「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について

## 1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の送付について

国民年金保険料の免除または納付猶予に該当する者へ令和7年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式）（以下「免除TA申請書」という。）」を以下の通り送付します。

送付対象者	令和7年7月分から令和7年10月分のいずれかの保険料が未納であり、本人・配偶者・世帯主の令和6年所得及び扶養情報から、全額免除または納付猶予に該当する者（学生納付特例の対象者を除く）
送付時期	令和8年1月20日（予定）
送付物	<ul style="list-style-type: none"><li>・免除TA申請書（ハガキ形式）</li><li>・申請書の記入方法（リーフレット）</li><li>・個人情報保護シール</li></ul>

令和7年度（令和7年7月～令和8年6月）における国民年金保険料の免除等を希望される場合は、免除TA申請書に必要事項を記入のうえ提出いただくよう、ご案内をお願いします。（免除TA申請書のレイアウトについては、次頁をご覧ください。）

なお、令和7年6月分以前の免除・納付猶予申請については、通常の申請書（A4サイズ複写式のもの）による申請が必要になります。

## 2. マイナポータルへの免除TA申請書の電子送付について

免除TA申請書の送付対象者のうち、マイナポータルとねんきんネットを認証連携している者には、ハガキ形式の申請書を送付するとともに、マイナポータルの「お知らせ（電子ポスト）」にも申請書を電子送付します。

## 免除TA申請書（全額免除または納付猶予該当者用）

へ  
切  
り  
取  
り  
線  
＼

<b>国民年金保険料 免除・納付猶予申請書</b>																																						
<small>下記のとおり免除・納付猶予を申請します。</small>																																						
<small>46359</small>																																						
<small>必要事項を記入してください。 該当するものを○で囲んでください。</small>																																						
<table border="1"> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td>生年月日 5.昭和 - 7.平成</td> <td>申請期間 年度</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住所</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <small>申請者 (被保険者) 氏名</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <small>電話番号 1.自宅 2.携帯</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>配偶者 いる → 氏名 いない</small> </td> <td> <small>配偶者生年月日 6.昭和 7.平成 年 月 日</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <small>(配偶者が別世帯の場合)配偶者の個人番号</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>世帯主 いる → 氏名 いない</small> </td> <td> <small>特記 事項</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <small>1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は右の <input type="checkbox"/> を○で囲んでください。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <small>2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は右の <input type="checkbox"/> を○で囲んでください。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <small>免除は右記の区分を上から順に審査します。 変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <small>S3年 ①全額免除 ②納付猶予 ③4分の3免除 ④半額免除 ⑤4分の1免除</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <small>年 月 日 日本年金機構理事長あて</small> </td> </tr> </table>			基礎年金番号	生年月日 5.昭和 - 7.平成	申請期間 年度	住所			<small>申請者 (被保険者) 氏名</small>			<small>電話番号 1.自宅 2.携帯</small>			<small>配偶者 いる → 氏名 いない</small>		<small>配偶者生年月日 6.昭和 7.平成 年 月 日</small>	<small>(配偶者が別世帯の場合)配偶者の個人番号</small>			<small>世帯主 いる → 氏名 いない</small>		<small>特記 事項</small>	<small>1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は右の <input type="checkbox"/> を○で囲んでください。</small>			<small>2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は右の <input type="checkbox"/> を○で囲んでください。</small>			<small>免除は右記の区分を上から順に審査します。 変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。</small>			<small>S3年 ①全額免除 ②納付猶予 ③4分の3免除 ④半額免除 ⑤4分の1免除</small>			<small>年 月 日 日本年金機構理事長あて</small>		
基礎年金番号	生年月日 5.昭和 - 7.平成	申請期間 年度																																				
住所																																						
<small>申請者 (被保険者) 氏名</small>																																						
<small>電話番号 1.自宅 2.携帯</small>																																						
<small>配偶者 いる → 氏名 いない</small>		<small>配偶者生年月日 6.昭和 7.平成 年 月 日</small>																																				
<small>(配偶者が別世帯の場合)配偶者の個人番号</small>																																						
<small>世帯主 いる → 氏名 いない</small>		<small>特記 事項</small>																																				
<small>1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は右の <input type="checkbox"/> を○で囲んでください。</small>																																						
<small>2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は右の <input type="checkbox"/> を○で囲んでください。</small>																																						
<small>免除は右記の区分を上から順に審査します。 変更等を希望する場合は、お問い合わせ先の年金事務所へご連絡ください。</small>																																						
<small>S3年 ①全額免除 ②納付猶予 ③4分の3免除 ④半額免除 ⑤4分の1免除</small>																																						
<small>年 月 日 日本年金機構理事長あて</small>																																						

# 地域型年金委員制度のご案内

## 年金委員について

年金委員は、**厚生労働大臣から委嘱**を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、**地域や会社内で啓発、相談、助言などの活動を行う方々**です。

日本年金機構の設立に伴い、年金制度について広く国民の皆様に周知するとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただく普及・啓発活動を行うために、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

年金委員は、「地域型」と「職域型」の2種類に区分されています。**地域型年金委員は、全国で約8,700人の方が委嘱され、主に自治会など地域で活動いただいている**。職域型年金委員は、約13万人の方が委嘱され、主にお勤め先で活動いただいている。

※年金委員の活動を行うための交通費などの経費については支払われますが、職務に対しての報酬は、機構法第30条第5項の規定により支払われません。

## 地域型年金委員の活動と協力のお願い

地域型年金委員の皆様には、主にご自身がお住まいの地域において、公的年金制度の普及・啓発活動や年金に関する各種手続きについて、相談、助言を行うとともに、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を案内していただいている。

### 説明会、相談、広報に関する活動

- 町内会で年金委員として説明する時間をもらい、周知活動を実施。
- 公営図書館や公民館等の受付に、年金に関するパンフレットを設置させてもらうなどの広報活動の実施。
- 周辺の世帯に対して、年金のチラシを配布したり、自治会の掲示板へポスター貼付を依頼。



掲示板へのポスター貼付



パンフレットの設置



### その他委員の活動例

- 民生委員の地区会議等で年金に関する広報誌の配布や説明を行い、地域住民に対する免除申請等の周知活動を実施。
- 自分が勤務していた学校の生徒に対して、年金に関する啓発、学生納付特例制度の紹介や相談対応を実施。

### 年金委員活動への協力のお願い

**市区町村で所管する施設等に、地域型年金委員の方々から年金制度に関するポスター・リーフレットの設置要請があった際には、ご協力いただきますようお願いします。**なお、地域型年金委員は、厚生労働省が発行する顔写真付きの身分証明書（年金委員証明書）を所持しています。



年金委員証明書

## 日本年金機構における活動支援

年金委員の皆様に活動していただくにあたり、本部及び年金事務所ごとに制度や実務について定期的に研修会を開催しています。

また、研修会を通じて他の委員と交流し、具体的な活動内容を共有するなど情報交換を行っていただいております。

長年にわたり活動いただいた年金委員には功績をたたえ、厚生労働大臣や日本年金機構理事長等から表彰があります。



研修会の様子



表彰式の様子

## 地域型年金委員推薦のお願い

地域型年金委員は、自治会や地域で活動することにより、**地域住民と年金事務所や市区町村を結ぶパイプ役として、また、地域における相談支援のネットワークとの連携など重要な役割を担っていただいてます。**

国や市区町村等の職員として年金事務に従事したことがある方、現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である方、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されていた方などへ、**ぜひ制度の案内をしていただき、ご推薦ください。**年金委員推薦書及び案内チラシを次頁以降に掲載しておりますので、地域型年金委員の推薦・周知にご協力ををお願いいたします。

なお、年金委員推薦書や案内チラシについては、管轄の年金事務所の総務（調整）課にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは、年金委員の方、年金委員を検討している方向けの専用ページ（年金委員通信）を設けています。ぜひご覧ください。

「年金委員通信」ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkinintsuushin.html>



## 年金委員推薦書(地域型)

(フリガナ)		生年月日(和暦)	性別	男・女
氏名		年月日		
住所	〒			
職業等		連絡先 電話番号		
推薦理由				

日本年金機構

年金事務所長 殿

上記の者を年金委員として推薦します。

令和 年 月 日

推薦元市町村・団体等所在地  
〒

推薦元市町村・団体等名称

代表者等氏名

電話番号

※ 推薦書には、年金委員証明書に貼付するための被推薦者の顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を同封してください。また、写真の裏面には氏名を記入してください。

## 【参考】「年金委員制度のご案内」チラシ

地域型令和7年度版

# 年金委員制度のご案内

## 市区町村、団体の皆さんへ

年金委員は、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担うものです。

『地域型』年金委員は、地域住民の「こんなときに何をしたらいい？」といった疑問や相談に答えたり、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担うことが期待されます。

- ◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年1回、リモートによる全国年金委員研修会を開催します。
- ◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は、厚生労働省ホームページに掲載されます。

## 1. 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『職域型』と『地域型』の2種類に区分されています。『職域型』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『地域型』は自治会など地域において活動していただきます。

## 2. 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さんに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

【地域型】市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和7年3月末時点で、全国で約8,100人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

【職域型】厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。令和7年3月末時点で、全国で約13万4千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。



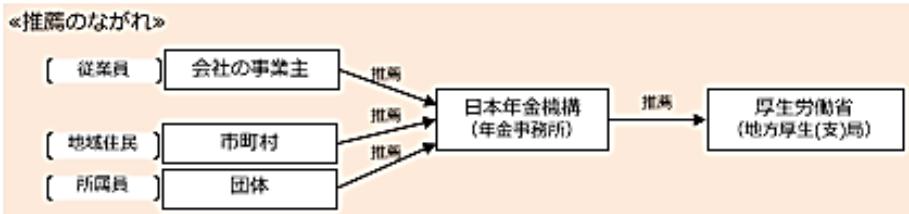
## 【参考】「年金委員制度のご案内」チラシ

### 3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。

【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。



地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む。）として委嘱されていた者とされています。

### 4. 推薦の方法

地域型年金委員の推薦方法は、市(区)役所や町村役場もしくは団体が「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

#### 年金委員に関するQ&A

Q : 年金委員に報酬は支払われますか？

A : 報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q : 年金委員の研修はありますか？

A : 全国の年金事務所で定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改正事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。

また、研修会を通じ、他の委員の方々との交流が持てるといった意見もありました。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。



制度の趣旨をご理解いただき、  
ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の **●●年金事務所 (999-999-9999)** まで  
ご連絡をお願いします。

## はじめに

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報を届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

今回のテーマは 変更後の理由付記文書の記載内容についてです

不支給等の不利益処分となった方にお送りする「不利益処分の通知書に添付する理由を記載した文書（以下「理由付記文書」という。）」の記載内容に変更がありましたので、今回はその変更の経緯、変更後の記載内容、変更のポイント等について掲載します。

### 1 「理由付記文書」記載内容改正の経緯

令和7年6月11日に厚生労働省から公表された「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」において、「理由付記文書について、申請者にとって、よりわかりやすい記載となるよう、ルールを整備し、改正後の事務連絡に基づいた理由付記を徹底することとされました。

このことを踏まえ、令和7年8月29日以降に認定をした不利益処分の通知書に添付する「理由付記文書」は、申請者にとってよりわかりやすいものとするため、より丁寧な内容を記載したもの添付することとされました。

### 2 「理由付記文書」改正後の記載内容

今回の「理由付記文書」の記載内容の変更は、令和7年8月29日厚生労働省より発出された年管管発0829第1号「障害年金等の不利益処分等に係る理由記載の充実について」の改正についてに基づき行われたものです。今回は、最も受付件数が多い精神障害の中でも、知的障害及び発達障害における改正前と改正後の記載内容について、例とともに変更のポイント等を含め次ページ以降に記載します。なお、実際の理由付記文書とは、一部相違する部分があります。

# ＜表面＞（改正前）

## 改正前の理由付記の記載例

様

### 決定の理由

同封の「国民年金の支給しない理由のお知らせ（不支給決定通知書）」により通知した決定の理由については、以下のとおりです。

#### 【認定方法】

障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第1、国民年金・厚生年金保険障害認定基準及び国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドラインに基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

#### 【障害認定基準】

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に認定するとされています。

知的障害の2級に該当するものを一部例示すると、「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」です。

発達障害の2級に相当するものを一部例示すると、「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」です。

※裏面もご確認ください。

# ＜表面＞（改正後）

## 改正後の理由付記の記載例

様

### 決定の理由

同封の「国民年金の支給しない理由のお知らせ（不支給決定通知書）」により通知した決定の理由については、以下のとおりです。

#### 【認定方法】

障害の程度は、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表第1、国民年金・厚生年金保険障害認定基準及び国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドラインに基づき、様々な要素を考慮のうえで、総合的に認定することとしています。

**Point2** ↗

#### 【障害認定基準】

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされています。

- ・日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に認定するとされています。
- ・労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを3級に認定するとされています。（厚生年金保険の場合）

[1]知的障害の2級に相当するものを一部例示すると、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」です。

### 2級

**Point1** ↗

[2]発達障害の2級に相当するものを一部例示すると、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」です。

### 3級

[3]知的障害の3級に相当するものを一部例示すると、「知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの」です。（厚生年金保険の場合）

[4]発達障害の3級に相当するものを一部例示すると、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が不十分で、かつ、社会行動に問題がみられるため、労働が著しい制限を受けるもの」です。（厚生年金保険の場合）

※ ガイドラインによる認定については、別紙を参照してください。

**Point2** ↗

※裏面もご確認ください。

## ＜裏面＞（改正前）

### 改正前の理由付記の記載例

#### 【判断の根拠となった事実関係等】

障害の状態、日常生活状況等に関しては、主に以下の事項が認められます。

- ・「日常生活能力の程度」は「(3)精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。」であり、「日常生活能力の判定」（程度の軽い方から1～4の段階評価に置き換え、その平均を算出したもの）は3.0以上3.5未満であること。
- ・「現在（令和〇年〇月〇日現症）は、週3回5時間程度アルバイトを行っている。ほとんど外出はせず、睡眠もみだれがち。会話は表面的な受け答えのみ」であること。
- ・現症時の日常生活活動能力及び労働能力について、「日常生活に時に応じ援助が必要。単純な慣れた軽作業での労働以外は不能」であること。

#### 【判断】

以上のことから総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級及び2級の障害の状態に該当しないと判断しました。

## ＜裏面＞（改正後）

### 改正後の理由付記の記載例

【判断及び判断の根拠となった事項等】

認定に必要な書類から、総合的に判断すると、あなたの障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められませんので、1級及び2級の障害の状態に該当しないと判断しました。

障害の状態、日常生活状況等に関しては、認定に必要な書類において、主に以下の事項が認められます。

#### ＜主な事項＞

- ・現症時の日常生活活動能力及び労働能力について、「日常生活は時に応じ援助が必要。単純な慣れた軽作業での労働以外は不能」とあること。
  - ・臨床検査について、「新版K式 DFQ69 療育手帳B2」とあること。
- これらについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素、8、11（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[1][2]に該当せず、障害の程度の2級と認められないこと。
- ・現症時の就労状況は、勤務先が「一般企業」、雇用体系は「一般雇用」、仕事の頻度が「週に3日」、仕事の内容が「倉庫作業」、仕事場での援助の状況や意思疎通の状況が「単純作業が中心」とあること。
- これについては、ガイドラインに定める考慮すべき要素32（別紙参照）に基づき判断すると、表面障害認定基準[3][4]に該当することから、障害の程度の2級と認められないこと。

Point 2

## Point1

### 障害基礎年金の請求でも【障害認定基準】欄に3級の障害認定基準を掲載しています。

今回の改正の趣旨は、「より丁寧に判断理由を記載することです。

等級判断の根拠となる「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」には、障害年金の種類（障害基礎年金、障害厚生年金）にかかわらず、障害等級それぞれに該当する障害の状態が定められています。このため、障害基礎年金の請求の場合であっても、障害認定基準の3級に該当する障害の程度や障害の状態を記載することになりました。

ただし、障害基礎年金等の請求の場合は、障害認定基準の3級に該当しても不支給となることから、【障害認定基準】欄の3級の末尾に「(厚生年金保険の場合)」と明記しています。

## Point 2



### 「ガイドラインに定める考慮すべき要素」を掲載しています。

ガイドラインは「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づき適正に認定が行われることを目的としており、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」をより詳細に示しているものです。（次ページ「ガイドラインとは？」参照）

具体的には、ガイドラインには「1. 障害等級の目安」と障害を総合的に評価するための「2. 総合評価の際に考慮すべき要素の例」が示されています。

#### 「1. 障害等級の目安」

診断書の記載項目のうち「日常生活能力の程度」の評価及び「日常生活能力の判定」の評価の平均を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安を示したものです。

#### 「2. 総合評価の際に考慮すべき要素の例」

診断書の記載項目（「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を除く。）を5つの分野（現在の病状又は状態像、療養状況、生活環境、就労状況、その他）に区分し、分野ごとに総合評価の際に考慮することが妥当と考えられる要素とその具体的な内容例を示したものです。

「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づく障害の程度の認定を行う際は、「1. 障害等級の目安」を参考としつつ、「2. 総合評価の際に考慮すべき要素の例」で例示する様々な要素（34～35ページ参照）を考慮したうえで、総合的に判定します。

従いまして、改正後の理由付記文書においては、以下について記載することとされました。

- 「日常生活能力の程度」、「日常生活能力の判定」及び「障害等級の目安」については、決定した障害等級の判断要素となるものを記載する。

○「総合評価の際に考慮すべき要素の例」のうち、考慮した要素について記載する。

なお、診断書に記載された「1. 障害等級の目安」と、実際に判断された障害等級が異なる場合がありますのでご留意ください。

## ガイドラインとは？



【認定方法】欄に記載の「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」は、厚生労働省より平成28年7月15日年管管発0715第1号にて発出されたものです。

障害年金の障害等級は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいて認定されていますが、当時、その障害等級に地域差が生じていることが確認されました。

こうしたことを踏まえ、障害等級の認定に地域による不公平が生じないようにするために、「精神障害（てんかんを除く）及び知的障害に係る障害等級の判定を行う際に用いるガイドライン」の策定を目的として、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」が平成27年2月に設置され、平成28年2月にガイドラインに盛り込む内容が取りまとめられました。

このガイドラインは、精神障害及び知的障害に係る認定において、障害等級の判定時に用いる目安や考慮すべき事項の例等を示すものであり、これにより、精神障害及び知的障害に係る認定が「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に基づき適正に行われるよう改善を図ることを目的としています。

なお、改正後の理由付記文書に同封している、ガイドラインの概要を記載した「別紙」は、34～35ページに掲載しておりますのでご参照ください。

「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」、「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」の日本年金機構ホームページ掲載先は以下のとおりです。



### ＜日本年金機構ホームページ内の掲載先（令和7年12月時点）＞

トップページ>年金の制度・手続き>年金の受給>年金の受け取りに関する制度>障害年金の制度>障害認定基準 ページ内の

国民年金・厚生年金保険障害認定基準 または 『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』等 のそれぞれのページ内の

「【令和4年4月1日改正版】国民年金・厚生年金保険 障害認定基準（全体版）（PDF）」または「『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』（PDF）」をクリック。

## 「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」による障害認定（概要）

障害認定基準に基づく障害の程度の認定については、次の「1. 障害等級の目安」を参考としつつ、「2. 総合評価の際に考慮すべき要素の例」で例示する様々な要素を考慮したうえで、総合的に判定します（「総合評価」）。

総合評価では、目安とされた等級の妥当性を確認するとともに、目安だけでは捉えきれない障害ごとの特性に応じた考慮すべき要素を診断書等の記載内容から詳しく診査したうえで、最終的な等級判定を行います。

### 1. 障害等級の目安

診断書の記載項目のうち、「日常生活能力の程度」の評価及び「日常生活能力の判定」の評価の平均を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安を示したものです。

### 2. 総合評価の際に考慮すべき要素の例

診断書の記載項目（「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を除く。）を5つの分野（現在の病状又は状態像、療養状況、生活環境、就労状況、その他）に区分し、分野ごとに総合評価の際に考慮することが妥当と考えられる要素とその具体的な内容例を示したものです。

※ 総合評価の際に考慮すべき要素の例については、以下のとおりです。

#### 総合評価の際に考慮すべき要素の例

番号	記載項目の分野	障害の種類	内容
1	現在の病状又は状態像	共通事項	認定の対象となる複数の精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断する。
2	現在の病状又は状態像	共通事項	ひきこもりについては、精神障害の病状の影響により、継続して日常生活に制限が生じている場合は、それを考慮する。
3	現在の病状又は状態像	精神障害	統合失調症については、療養及び症状の経過（発病時からの状況、最近1年程度の症状の変動状況）や予後の見通しを考慮する。
4	現在の病状又は状態像	精神障害	統合失調症については、妄想・幻覚などの異常体験や、自閉・感情の平板化・意欲の減退などの陰性症状（残遺状態）の有無を考慮する。
5	現在の病状又は状態像	精神障害	陰性症状（残遺状態）が長時間持続し、自己管理能力や社会的役割遂行能力に著しい制限が認められれば、1級または2級の可能性を検討する。
6	現在の病状又は状態像	精神障害	気分（感情）障害については、現在の症状だけでなく、症状の経過（病相期間、頻度、発病時からの状況、最近1年程度の症状の変動状況など）及びそれによる日常生活活動等の状態や予後の見通しを考慮する。
7	現在の病状又は状態像	精神障害	適切な治療を行っても症状が改善せずに、重篤なそうやうつの症状が長期間持続したり、頻繁に繰り返している場合は、1級または2級の可能性を検討する。
8	現在の病状又は状態像	知的障害	知能指数を考慮する。ただし、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を考慮する。
9	現在の病状又は状態像	知的障害	不適応行動を伴う場合に、診断書の⑩「ア現在の病状又は状態像」のⅦ知能障害等またはⅧ発達障害関連症状と合致する具体的な記載があれば、それを考慮する。
10	現在の病状又は状態像	発達障害	知能指数が高くても日常生活能力が低い（特に対人関係や意思疎通を円滑に行うことができない）場合は、それを考慮する。
11	現在の病状又は状態像	発達障害	不適応行動を伴う場合に、診断書の⑩「ア現在の病状又は状態像」のⅦ知能障害等またはⅧ発達障害関連症状と合致する具体的な記載があれば、それを考慮する。
12	現在の病状又は状態像	発達障害	臭気、光、音、気温などの感觉過敏があり、日常生活に制限が認められれば、それを考慮する。
13	療養状況	共通事項	通院の状況（頻度、治療内容など）を考慮する。薬物治療を行っている場合は、その目的や内容（種類・量（記載があれば血中濃度）・期間）を考慮する。また、服薬状況も考慮する。通院や薬物治療が困難又は不可能である場合は、その理由や他の治療の有無及びその内容を考慮する。
14	療養状況	精神障害	入院時の状況（入院期間、院内での病状の経過、入院の理由など）を考慮する。
15	療養状況	精神障害	病棟内で、本人の安全確保などのために、常時個別の援助が継続して必要な場合は、1級の可能性を検討する。
16	療養状況	精神障害	在宅での療養状況を考慮する。
17	療養状況	精神障害	在宅で、家族や重度訪問介護等から常時援助を受けて療養している場合は、1級または2級の可能性を検討する。
18	療養状況	知的障害	著しい不適応行動を伴う場合や精神疾患が併存している場合は、その療養状況も考慮する。
19	療養状況	発達障害	著しい不適応行動を伴う場合や精神疾患が併存している場合は、その療養状況も考慮する。
20	生活環境	共通事項	家族等の日常生活上の援助や福祉サービスの有無を考慮する。
21	生活環境	共通事項	独居であっても、日常的に家族等の援助や福祉サービスを受けることによって生活できている場合（現に家族等の援助や福祉サービスを受けていなくても、その必要がある状態の場合も含む）は、それらの支援の状況（または必要性）を踏まえて、2級の可能性を検討する。
22	生活環境	共通事項	入所施設やグループホーム、日常生活上の援助を行える家族との同居など、支援が常態化した環境下では日常生活が安定している場合でも、単身で生活するとしたときに必要となる支援の状況を考慮する。
23	生活環境	共通事項	独居の場合、その理由や独居になった時期を考慮する。
24	生活環境	知的障害	在宅での援助の状況を考慮する。
25	生活環境	知的障害	在宅で、家族や重度訪問介護等から常時個別の援助を受けている場合は、1級または2級の可能性を検討する。
26	生活環境	知的障害	施設入所の有無、入所時の状況を考慮する。
27	生活環境	知的障害	入所施設において、常時個別の援助が必要な場合は、1級の可能性を検討する。

※裏面に続きます。

## 総合評価の際に考慮すべき要素の例（続き）

番号	記載項目の分野	障害の種類	内容
28	生活環境	発達障害	在宅での援助の状況を考慮する。
29	生活環境	発達障害	在宅で、家族や重度訪問介護等から常時個別の援助を受けている場合は、1級または2級の可能性を検討する。
30	生活環境	発達障害	施設入所の有無、入所時の状況を考慮する。
31	生活環境	発達障害	入所施設において、常時個別の援助が必要な場合は、1級の可能性を検討する。
32	就労状況	共通事項	労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況などを十分確認したうえで日常生活能力を判断する。
33	就労状況	共通事項	援助や配慮が常態化した環境下では安定した就労ができる場合でも、その援助や配慮がない場合に予想される状態を考慮する。
34	就労状況	共通事項	相当程度の援助を受けて就労している場合は、それを考慮する。
35	就労状況	共通事項	就労系障害福祉サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）及び障害者雇用制度による就労については、1級または2級の可能性を検討する。就労移行支援についても同様とする。
36	就労状況	共通事項	障害者雇用制度を利用しない一般企業や自営・家業等で就労している場合でも、就労系障害福祉サービスや障害者雇用制度における支援と同程度の援助を受けて就労している場合は、2級の可能性を検討する。
37	就労状況	共通事項	就労の影響により、就労以外の場面での日常生活能力が著しく低下していることが客観的に確認できる場合は、就労の場面及び就労以外の場面の両方の状況を考慮する。
38	就労状況	共通事項	一般企業（障害者雇用制度による就労を除く）での就労の場合は、月収の状況だけでなく、就労の実態を総合的にみて判断する。
39	就労状況	精神障害	安定した就労ができるか考慮する。1年を超えて就労を継続できていたとしても、その間における就労の頻度や就労を継続するために受けている援助や配慮の状況も踏まえ、就労の実態が不安定な場合は、それを考慮する。
40	就労状況	精神障害	発病後も継続雇用されている場合は、従前の就労状況を参照しつつ、現在の仕事の内容や仕事場での援助の有無などの状況を考慮する。
41	就労状況	精神障害	精神障害による出勤状況への影響（頻回の欠勤・早退・遅刻など）を考慮する。
42	就労状況	精神障害	仕事場での臨機応変な対応や意思疎通に困難な状況が見られる場合は、それを考慮する。
43	就労状況	知的障害	仕事の内容が専ら単純かつ反復的な業務であれば、それを考慮する。
44	就労状況	知的障害	一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、仕事の内容が保護的な環境下での専ら単純かつ反復的な業務であれば、2級の可能性を検討する。
45	就労状況	知的障害	仕事場での意思疎通の状況を考慮する。
46	就労状況	知的障害	一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、他の従業員との意思疎通が困難で、かつ不適切な行動がみられることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。
47	就労状況	発達障害	仕事の内容が専ら単純かつ反復的な業務であれば、それを考慮する。
48	就労状況	発達障害	一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、仕事の内容が保護的な環境下での専ら単純かつ反復的な業務であれば、2級の可能性を検討する。
49	就労状況	発達障害	執着が強く、臨機応変な対応が困難である等により常時の管理・指導が必要な場合は、それを考慮する。
50	就労状況	発達障害	一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、執着が強く、臨機応変な対応が困難であることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。
51	就労状況	発達障害	仕事場での意思疎通の状況を考慮する。
52	就労状況	発達障害	一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、他の従業員との意思疎通が困難で、かつ不適切な行動がみられることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。
53	その他	共通事項	「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」に齟齬があれば、それを考慮する。
54	その他	共通事項	「日常生活能力の判定」の平均が低い場合であっても、各障害の特性に応じて特定の項目に著しく偏りがあり、日常生活に大きな支障が生じていると考えられる場合は、その状況を考慮する。
55	その他	精神障害	依存症については、精神病性障害を示さない急性中毒の場合及び明らかな身体依存が見られるか否かを考慮する。
56	その他	知的障害	発育・養育歴、教育歴などについて、考慮する。
57	その他	知的障害	特別支援教育、またはそれに相当する支援の教育歴がある場合は、2級の可能性を検討する。
58	その他	知的障害	療育手帳の有無や区分を考慮する。
59	その他	知的障害	療育手帳の判定区分が中度以上（知能指数がおおむね50以下）の場合は、1級または2級の可能性を検討する。それより軽度の判定区分である場合は、不適応行動等により日常生活に著しい制限が認められる場合は、2級の可能性を検討する。
60	その他	知的障害	中高年になってから判明し請求する知的障害については、幼少期の状況を考慮する。
61	その他	知的障害	療育手帳がない場合、幼少期から知的障害があることが、養護学校や特殊学級の在籍状況、通知表などから客観的に確認できる場合は、2級の可能性を検討する。
62	その他	発達障害	発育・養育歴、教育歴、専門機関による発達支援、発達障害自立訓練等の支援などについて、考慮する。
63	その他	発達障害	知的障害を伴う発達障害の場合、発達障害の症状も勘案して療育手帳を考慮する。
64	その他	発達障害	療育手帳の判定区分が中度より軽い場合は、発達障害の症状により日常生活に著しい制限が認められれば、1級または2級の可能性を検討する。
65	その他	発達障害	知的障害を伴わない発達障害は、社会的行動や意思疎通能力の障害が顕著であれば、それを考慮する。
66	その他	発達障害	青年期以降に判明した発達障害については、幼少期の状況、特別支援教育またはそれに相当する支援の教育歴を考慮する。

## 地域の独自情報

## 編集後記

今号もご一読いただきありがとうございました。

今年度の年末年始は昨年度に引き続きカレンダーの並びがよく9連休となりました。皆さまもうフレッシュできたのではないでしょか。長期休暇のあとは体調を崩しやすいので、どうぞお気をつけください。

「かけはし」は、本年も皆さまのご意見とご要望をいただきながら、業務に役立つ情報を提供してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

日本年金機構 事業推進統括部 管理・市区町村調整G